

第111期
事業報告書

令和5年4月1日～令和6年3月31日



まっすぐ未来
滋賀中央信用金庫

ごあいさつ

会員の皆さまには、平素のご愛顧に対しまして厚く御礼申し上げます。
ここに、第111期(令和5年度)の事業概要と決算についてご報告いたします。

令和5年度の内外経済は、新型コロナウイルス感染症が5類に移行されたことで、人流の回復や繰越需要が見られ経済活動の正常化が進みました。上場企業では、日米金利差による円安効果も相俟って過去最高益の更新が続き、好業績を背景に設備投資意欲が強まり拡大傾向が続いています。このような中、米半導体大手の好決算を受け、割安感が問われていた国内株式にも波及し、本年2月に日経平均株価は34年ぶりに最高値を更新しました。こうした景気浮揚をきっかけに日銀は3月の金融政策決定会合にてマイナス金利政策を解除、17年ぶりに政策金利を引き上げるなど金融政策は正常化に向けて新たな段階に入り「金利のある世界」への一步を踏み出しました。

一方、輸入物価の高騰は個人消費にも影を落としており、1～3月期の実質GDPで個人消費(一次速報値)は節約志向から停滞感がみられ、4四半期連続でマイナス成長となりました。さらに、地政学リスクや米国のインフレ粘性による円安の進行は、実質賃金低下につながり消費の低迷が懸念され、今後、賃金と物価がそろって上昇する経済の好循環の実現が望まれるところです。

こうした環境のもと、当金庫は、長期経営計画「-まっすぐ未来-しがちゅうしん3か年計画 持続可能な社会を目指して」の第2期の取り組みとして、内外経済の不確実性が高まる中、お取引先に円滑な資金繰り支援を実施するほか、事業継続に向けた本業支援にも取り組みお取引先に寄り添った活動に傾注し地域経済の回復に努めました。

このような取り組みを通じて、令和6年3月末日の貸出金残高は2,677億33百万円(前期末比205百万円増加)、総預金は4,748億5百万円(同2,691百万円減少)となりました。

収益におきましては、貸出金残高は微増に留まり、有価証券残高は減少となりましたが、収益性を重視した取り組みにより資金運用利回りが前期末比0.02ポイント改善し、業務純益は前期比29百万円の増益となりました。しかし、将来の損失に備えた貸倒引当金を積み増したことで、当期純利益は前期比168百万円減益の335百万円となりました。

自己資本比率は、コア資本に係る基礎項目が増加したことで、前期末比0.08ポイント改善し10.03%となりました。国内基準4.0%を大幅に上回る水準にあり、引き続き経営の安定と健全性を維持しています。

なお、会員の皆さまへの出資配当率につきましては、年3%とさせていただきます。

令和6年度は、国内外の経済動向や金融政策によって大きく左右される年度と想定されますが、地域の活性化と弛みない発展を展望し、金融仲介機能を発揮するため長期経営計画の最終年度に積極的に取り組み、地域社会との共通価値の創造と持続可能な社会の実現に取り組むとともに、引き続き、役職員のコンプライアンス意識の向上と醸成に努め、皆さまの信頼に応えるよう一層努力する所存でございます。

何卒、倍旧のご愛顧とお引き立てを賜りますよう、心からお願い申し上げます。

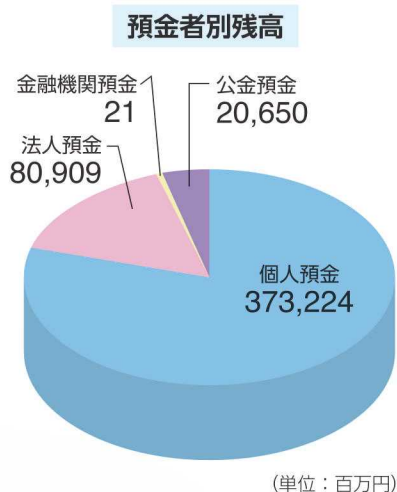
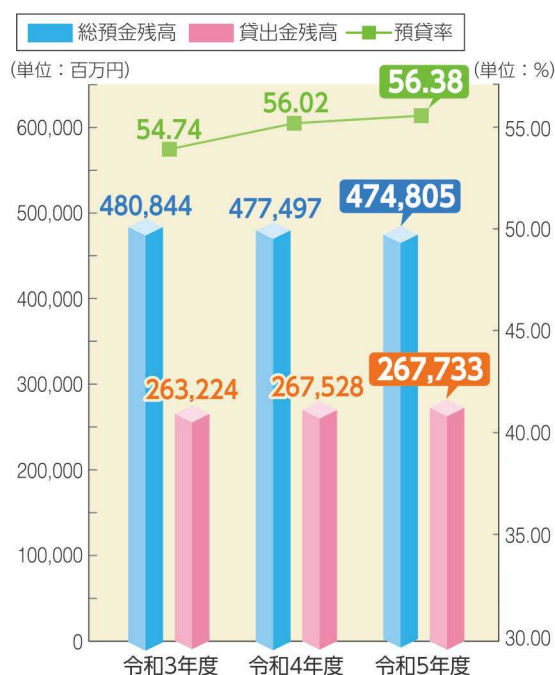
令和6年6月

理事長 沼尾 護

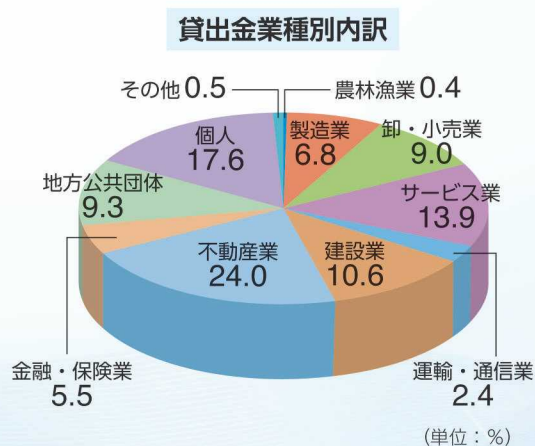
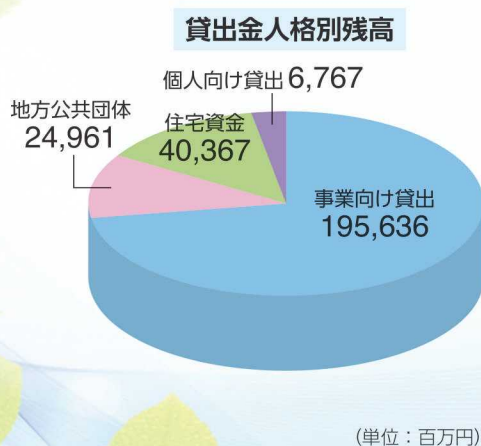
令和5年度 事業の概要

預金・貸出金の状況

令和5年度末の総預金残高は474,805百万円となり前期末比2,691百万円(0.56%)減少となりました。人格別では法人預金が1,793百万円減少、個人預金が580百万円の減少となりました。貸出金残高は267,733百万円となり前期末比205百万円(0.07%)増加となりました。お取引先の課題解決に向けた支援を積極的に実施し、事業性資金の先数が119先増加、残高は953百万円(0.49%)増加しました。

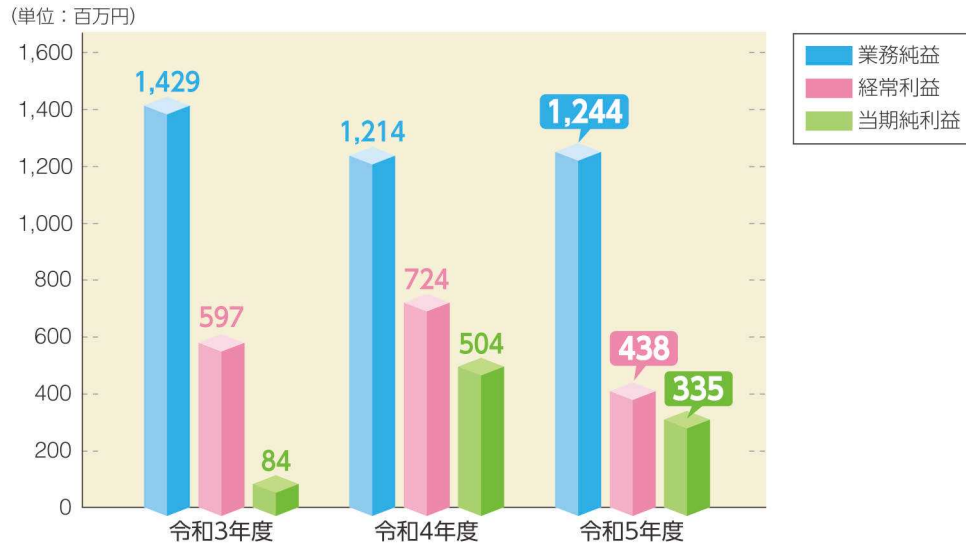


預金と貸出金の割合である預貸率は56.38%となりました。貸出金の業種別内訳については、引き続き小口多数の姿勢を堅持し、特定の業種のお客様に偏ることなく幅広くご利用いただくよう取り組みました。



収益の状況

本業で得た利益を示す業務純益は1,244百万円となり、前期比29百万円の増益となりましたが、将来の損失に備えた貸倒引当金を積み増したことで当期純利益は前期比168百万円減益の335百万円となりました。

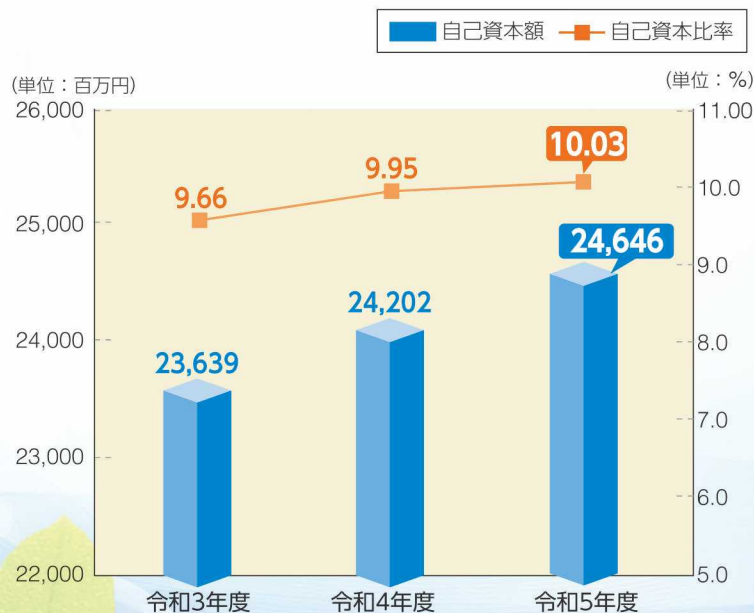


自己資本の状況

自己資本比率とは、貸出金などの総資産に対する自己資本の割合で、その充実度を示す指標です。

令和5年度の自己資本額は、コア資本に係る基礎項目の額が増加したことで、前期末比443百万円増加し24,646百万円となり、自己資本比率は10.03%となりました。

引き続き、国内基準4.0%を上回る高い水準を維持しており、今後も皆さまに安定した金融サービスを提供できるよう経営の安全性・健全性を確保してまいります。



第111期 貸借対照表

令和6年3月31日現在(単位:百万円)

資産の部		金額	負債の部		金額
現金	金	5,453	預金	積金	474,805
預け	金	70,000	当座預金		9,788
買入金銭債権		3,375	普通預金		185,669
有価証券		158,086	貯蓄預金		795
国債		11,816	通知預金		1,621
地方債		20,575	定期預金		269,746
社債		55,300	定期積金		5,594
株式		804	その他の預金		1,590
その他の証券		69,589	借入金		17,000
貸出金		267,733	その他の負債		1,445
割引手形		1,307	未決済為替借		182
手形貸付		16,835	未払費用		176
証書貸付		243,152	給付補てん備金		1
当座貸越		6,437	未払法人税等		143
その他の資産		3,163	前受収益		145
未決済為替貸		134	職員預り金		264
信金中金出資金		2,484	リース債務		411
未収収益		415	資産除去債務		25
その他の資産		129	その他の負債		93
有形固定資産		7,186	賞与引当金		218
建物		3,688	退職給付引当金		192
土地		2,792	役員退職慰労引当金		161
リース資産		363	預金払戻引当金		0
その他の有形固定資産		342	偶発損失引当金		104
無形固定資産		85	債務保証		2,251
ソフトウェア		70	負債の部合計		496,181
リース資産		4	純資産の部		金額
その他の無形固定資産		10	出資金		1,281
繰延税金資産		2,115	普通出資金		1,281
債務保証見返		2,251	利益剰余金		22,316
貸倒引当金	△ 3,720		利益準備金		1,274
(うち個別貸倒引当金)	(△2,548)		その他利益剰余金		21,041
			特別積立金		14,900
			(奉仕基金積立金)		(100)
			当期末処分剰余金		6,141
			会員勘定合計		23,598
			その他有価証券評価差額金		△ 4,046
			評価・換算差額等合計		△ 4,046
			純資産の部合計		19,551
資産の部合計		515,732	負債及び純資産の部合計		515,732

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

第111期 損益計算書

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで(単位:千円)

科 目		金 額	
経常	収 益		6,214,441
資 金 運 用	収 益	5,268,841	
貸 出 金	利 息	3,636,781	
預 け 金	利 息	150,424	
有 価 証 券	利 息 配 当 金	1,421,775	
そ の 他 の 受 入	利 息	59,861	
役 務 取 引 等	収 益	539,290	
受 入 為 替 手 数	料 料	171,277	
そ の 他 の 役 務	収 益	368,012	
そ の 他 業 務	収 益	53,695	
国 債 等 債 券 売 却	益	12,808	
そ の 他 の 業 務	収 益	40,887	
そ の 他 経 常	収 益	352,613	
償 却 債 権 取 立	益	189,088	
株 式 等 売 却	益	158,526	
そ の 他 の 経 常	収 益	4,999	
経常	費 用		5,776,257
資 金 調 達	費 用	150,867	
預 金	利 息	127,189	
給 付 補 て ん 備 金 繰 入	額	1,250	
借 用 金	利 息	17,146	
そ の 他 の 支 払	利 息	5,280	
役 務 取 引 等	費 用	278,684	
支 払 為 替 手 数	料 料	40,127	
そ の 他 の 役 務	費 用	238,557	
そ の 他 業 務	費 用	189,335	
国 債 等 債 券 売 却	損	84,086	
そ の 他 の 業 務	費 用	105,248	
経常	費 用	3,859,693	
人 件	費 用	2,446,798	
物 件	費 用	1,361,073	
税	金	51,820	
そ の 他 経 常	費 用	1,297,677	
貸 倒 引 当 金 繰 入	額	1,165,957	
貸 出 金 償 却		3,622	
株 式 等 売 却	損	79,698	
そ の 他 の 経 常	費 用	48,399	
経特	常 利 益 失		438,184
固 定 資 産 処 分	損	10,699	10,699
税 引 前 当 期 純 利 益			427,484
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税			271,621
法 人 税 等 調 整 額			△ 179,555
法 人 税 等 合 計			92,066
当 期 純 利 益			335,418
繰 越 金 (当 期 首 残 高)			5,806,141
当 期 末 処 分 剩 余 金			6,141,559

記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

第111期 剰余金処分

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで(単位:円)

科 目	金 額
当期末処分剰余金	6,141,559,742
剰余金処分数額	38,368,022
普通出資に対する配当金	(年3%) 38,368,022
繰越金(当期末残高)	6,103,191,720

以上のとおりご報告いたします。令和6年6月



まっすぐ未来 滋賀中央信用金庫

理事長 沼尾 護
専務理事 岩崎 哲雄
常勤理事 寺村 康正
常勤理事 小野田 広徳
常勤監事 中村 隆裕
監事(員外) 宮本 幸二

専務理事 池野 公造
常務理事(職員外理事) 小野寺 清慈
常勤理事 木村 茂
常勤理事 北村 栄宏
監事 尾賀 康裕
監事(員外) 高橋 一浩

会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

滋賀中央信用金庫
理事会 御中

2024年5月13日

有限責任監査法人 トーマツ
京都事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 鈴木 朋之

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 城 卓男

<計算書類等監査>

監査意見

当監査法人は、信用金庫法第38条の2第3項の規定に基づき、滋賀中央信用金庫の2023年4月1日から2024年3月31日までの第111期事業年度の剰余金処分案を除く計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び注記並びにその附属明細書（以下、これらの監査の対象書類を「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、信用金庫法及び同施行規則並びに我が国において一般に公正妥当と認められる会計の慣行に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、金庫から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、業務報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監事の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における理事の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監事の責任

経営者の責任は、信用金庫法及び同施行規則並びに我が国において一般に公正妥当と認められる会計の慣行に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、信用金庫法及び同施行規則並びに我が国において一般に公正妥当と認められる会計の慣行に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監事の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における理事の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、金庫は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、信用金庫法及び同施行規則並びに我が国において一般に公正妥当と認められる会計の慣行に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監事に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監事に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

<剰余金処分案に対する意見>

剰余金処分案に対する監査意見

当監査法人は、信用金庫法第38条の2第3項の規定に基づき、滋賀中央信用金庫の2023年4月1日から2024年3月31日までの第111期事業年度の剰余金処分案について監査を行った。

当監査法人は、上記の剰余金処分案が法令及び定款に適合しているものと認める。

剰余金処分案に対する経営者及び監事の責任

経営者の責任は、法令及び定款に適合した剰余金処分案を作成することにある。

監事の責任は、剰余金処分案作成における理事の職務の執行を監視することにある。

剰余金処分案に対する監査における監査人の責任

監査人の責任は、剰余金処分案が法令及び定款に適合して作成されているかについて意見を表明することにある。

<報酬関連情報>

当監査法人及び当監査法人と同一のネットワークに属する者に対する、当事業年度の金庫の監査証明業務に基づく報酬及び非監査業務に基づく報酬の額は、それぞれ16,700千円及び600千円である。

利害関係

金庫と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監事の監査報告書謄本

監査報告書

私たち監事は、2023年4月1日から2024年3月31日までの第111期事業年度の理事の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

各監事は、監事監査基準に準拠し、他の監事と意思疎通及び情報の交換を図るほか、監査の方針、監査計画等に従い、理事、監査部その他の職員等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

- ①理事会その他重要な会議に出席し、理事及び職員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本部・本店において業務及び財産の状況を調査いたしました。
- ②業務報告に記載されている理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他信用金庫の業務の適正を確保するために必要なものとして信用金庫法施行規則第23条に定める体制の整備に関する理事会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、理事及び職員等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
- ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（信用金庫法施行規則第33条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る業務報告及びその附属明細書並びに計算書類（貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 業務報告等の監査結果

- ①業務報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、信用金庫の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②理事の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する理事会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する業務報告の記載内容及び理事の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年5月13日

滋賀中央信用金庫

常勤監事 中村 隆裕
監事 尾賀 康裕
監事 宮本 幸二
監事 高橋 一浩

(注) 監事宮本幸二及び監事高橋一浩は、信用金庫法第32条第5項に定める員外監事であります。

会員の皆さまへ

当金庫の総代会制度について、お気づきの点やご意見がございましたら
お取引店または本部総務部までお問い合わせください。

滋賀中央信用金庫 店舗一覧

店名	住所	電話番号
本部	彦根市小泉町34-1	0749-22-7722
彦根営業部	彦根市小泉町34-1	0749-22-7721
南彦根駅前出張所		
銀座支店	彦根市河原三丁目1-26	0749-22-0854
城東支店	彦根市旭町1-18	0749-22-7726
愛知川支店	愛知郡愛荘町豊満1349-3	0749-42-2255
秦荘支店		
高宮支店	彦根市高宮町1753-3	0749-23-4411
稲枝支店	彦根市肥田町1013-6	0749-43-5600
豊郷支店	犬上郡豊郷町安食南273	0749-35-4331
平田支店	彦根市平田町422-16	0749-22-1321
湖東町支店	東近江市池庄町1-9	0749-45-1601
多賀支店	犬上郡多賀町多賀515	0749-48-2131
城南支店	彦根市西今町394-1	0749-24-9061
佐和山支店	彦根市西沼波町203-6	0749-27-1800
河瀬支店	彦根市川瀬馬場町1091-5	0749-25-3900
本店営業部	近江八幡市桜宮町198	0748-34-7766
八幡西出張所		
八幡支店	近江八幡市仲屋町元19	0748-32-3161
北里支店	近江八幡市十王町81	0748-34-8111
八幡駅前支店	近江八幡市鷹飼町南三丁目1-15	0748-37-6141
守山支店	守山市守山六丁目7-16	077-583-2711
守山北支店		
野洲支店	野洲市小篠原1172	077-588-3111
栗東支店	栗東市手原四丁目8-10	077-553-3151
守山駅前支店	守山市守山一丁目6-12-101	077-582-3160
安土支店	近江八幡市安土町下豊浦4715	0748-46-3121
中主支店	野洲市西河原2236	077-589-4141
竜王支店	蒲生郡竜王町駕輿丁68	0748-57-1800
草津支店	草津市野村六丁目3-25	077-569-4551
南草津支店	草津市野路町456-1	077-569-5230
大津支店	大津市松原町3-6	077-531-2522